

4月のほけんだより

令和2年 第233号

呉市役所
子育て施設課
0823-25-3144

予防接種と登園基準について

予防接種について

生まれたばかりの頃は、母親からの抗体（免疫）があるため、かぜなどをひきにくいのですが、赤ちゃん自身の免疫が未熟なので、感染症にかかってしまうと重症化しやすくなります。母親からの免疫は、数か月でなくなってしまいます。したがって、生後2～3か月を過ぎた頃から、さまざまな感染症にかかりやすくなります。

一度感染症にかかるとう免疫を獲得し抵抗力がつくため、以後、その感染症にかかりにくくなります。免疫を獲得する作用を利用したのが「**予防接種**」です。

予防接種の目的：感染症にかかる前にワクチンによって免疫をつけ、感染症にならないようにしたり、かかっても重症化するのを防いだりします。

予防接種法に基づく予防接種の一覧とスケジュール例（出生後～7歳6か月まで）（4月1日現在）

ワクチン名	接種回数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	1歳	1歳半	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	7歳半
不活化 ヒブ	4回		↓	↓	↓						↓								
不活化 小児用肺炎球菌	4回		↓	↓	↓						↓								
不活化 B型肝炎 (H28.10.1から)	3回		↓	↓							↓								
不活化 4種混合 ・ジフテリア(D) ・百日咳(P) ・破傷風(T) ・ホリア(IPV)	4回			↓	↓	↓						↓							
生 BCG (結核)	1回						↓												
生 MR混合 (麻疹風しん)	2回											↓							↓
生 水痘 (水ぼうそう)	2回											↓	↓						
不活化 日本脳炎	3回																		↓

■ 無料で接種できる年齢
■ 標準的な接種年齢
↓ 接種

【DT2期】1回接種
11歳以上13歳未満

小学校就学前の
1年間(年長児)

【第1期】

【第2期】

【2期】1回接種
9歳以上13歳未満

- ☆任意予防接種（料金が必要です） ※必ずではありませんが、できるだけ受けるようにしましょう。
- ・ロタウイルス……生後6週以降、4週以上の間隔で計2回と、計3回の2種類のワクチンがあります。
 - ・おたふくかぜ……12か月以降 1～2回 ※保育所など集団生活に入る子は早めに
 - ・インフルエンザ……生後6か月以降 2～4週間隔2回（毎年）※10月後半から流行期前に



【生】ワクチン……生きた病原体を弱めて作った予防接種
 【不活化】ワクチン……病原体を殺菌し、免疫を作るために必要な成分だけを取り出して作った予防接種

登園基準について

保育所（園）・幼稚園における感染症発生時には、6歳以上を対象とした学校保健安全法に準じた登園（所）基準で対応することとされてきました。しかし、幼少で感染症に対する抗体保有率も低く、予防接種も不完全な保育所（園）・幼稚園児には予防・管理の面で十分ではないと考えられ、呉市地域保健対策協議会 小児保健検討小委員会で改訂され、次のように分けられました。

- ※①『登園(所)許可書が必要なもの』 ※②『保護者が登園(所)届を記入するもの』 ※③『どちらも不要なもの』

1 登園(所)許可書

保育所(園)施設長 殿
幼稚園施設長 殿

氏名 _____
(年 月 日生)

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	インフルエンザ A
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ B
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	麻疹 (はしか)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	風疹 (三日はしか)
<input type="checkbox"/>	水痘 (みずぼうそう)
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜炎 (プール熱)、アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/>	感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ等)
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎 (異型肺炎)
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	ヒトメタニューモウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
____月 ____日から登園可能と判断します。

年 月 日

病児名 _____
医師氏名 _____ 印

医師署名の傍に、上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を許可する場合は、この「登園許可書」を保育所(園)、幼稚園へ送付ください。

2 登園(所)届 (保護者記入)

保育所(園)施設長殿
幼稚園施設長殿

氏名 _____
(年 月 日生)

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ

(医療機関名) _____
(月 日受診) において上記と診断されました。
発熱や口内への水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになりました。
____月 ____日より登園(所)いたします。

令和 ____年 ____月 ____日

保護者名 _____

※病児の傍に、上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を許可する場合は、この「登園許可書」を保育所(園)、幼稚園へ送付ください。



① 登園(所)許可書



医師に集団生活に支障がないと診断され、医師に記入してもらい登園する。

- ・インフルエンザ (A・B)・百日咳・麻疹 (はしか)・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)・風疹 (三日はしか)・水痘 (みずぼうそう)・咽頭結膜炎 (プール熱)・アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎・結核・溶連菌感染症・腸管出血性大腸菌感染症・感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ等)・流行性角結膜炎・マイコプラズマ肺炎 (異型肺炎)・RSウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症・帯状疱疹

② 登園(所)届 (保護者記入)



医師の診断を受け、保護者が記入し登園する。

- ・手足口病 ・ヘルパンギーナ

③ どちらも不要



- ・伝染性紅斑(リンゴ病)・伝染性軟属腫 (みずいぼ)・伝染性膿痂疹 (とびひ)
- ・突発性発疹・アタマジラミ・疥癬



ほけんだよりは、くれ子育てねっとの子育て支援サービスでもご覧になることができます。

URL <http://www.kure-kosodate.com/>